

中性子速度弁別装置の購入
仕様書

目次

1. 件名	3
2. 目的	3
3. 購入品仕様	3
4. 貸与品及び支給品	4
5. 納期	4
6. 納入場所及び納入条件	4
7. 検収条件	5
8. グリーン購入法の推進	5
9. 協議	6
10. その他	6

1. 件名

中性子速度弁別装置の購入

2. 目的

本件は、令和7年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備補助事業の日本原子力研究開発機構の研究施設の高度化に必要な中性子速度弁別装置の購入である。

材料の構造とそれらの分解・再生プロセスをナノレベルで解明し、国際競争力の強化と持続可能な社会の構築を目指すため、JRR-3に中性子小角散乱装置を増設する。本中性子速度弁別装置は、中性子小角散乱装置を構成する設備の一つであり、中性子の速度を選別することで、波長分布を制御する役割を有する中性子散乱実験に必要不可欠な装置である。

3. 購入品仕様：

1) 購入品仕様

品名	規格等		数量	単位
	メーカー名	型番		
中性子速度弁別装置	ハンガリー国 Mirrotron社	MDR20-420-410 V1	1	台
水平位置・チルトステージ	ハンガリー国 Mirrotron社		1	台

上記相当品。

中性子透過率：70%以上

波長分解能：15-20%以上の範囲で調整できること

最短波長：0.4 nm

中性子吸収材： $^{10}\text{B}_4\text{C}$

サイズ：800×600×600 以下

ビーム高：1200 mm、ビーム径：横 20 mm x 縦 50 mm、中性子窓はビーム進行方向に向かって右側につける。

ベアリングは JRR-3 ガイドホールで原子力機構従業員が交換できる仕様とする。

2) 設置作業

①装置は発注者立会いのもと指定ルートで指定場所へ搬入すること。

②指定場所での据付は発注者立会いのもとで行い、他の装置、機器等との干渉が無

いようにすること。

③操作方法や注意点などの教育を行う。配線後回転数を上げながら、温度上昇や振動が工場出荷時と大きく異ならないことを確認する。また、その他の異常音などがないことを確認する。

4. 貸与品及び支給品

(1) 貸与品

品名：JRR-3 ガイドホール備え付けクレーン

数量：1 式

貸与場所：JRR-3 ガイドホール

貸与時期：設置・確認作業時

貸与方法：無償電気・水道は無償支給とする。

(2) 支給品

品名：電気、水

数量：必要量

支給場所：JRR-3 ガイドホール

支給時期：設置・確認作業時

支給方法：無償

5. 納期

令和9年3月19日

6. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 JRR-3 ガイドホール

(2) 納入条件

据付調整後渡し

(3)提出図書

次の図書を指定の時期までに提出すること。

No.	図書名	部数	提出時期	備考
1	作業要領書	1	契約後速やかに	様式の指定なし
2	作業工程表	1	契約後速やかに	様式の指定なし
3	作業員の経験・知識	1	作業開始 2 週間前までに	【機構様式】 資格等を記載のこと
4	総括責任者及び総括責任者代理届	1	作業開始 2 週間前までに	【機構様式】
5	工事作業安全チェックシート	1	作業開始 1 週間前までに	【機構様式】
6	工事・作業管理体制表	1	作業開始 2 週間前までに	【機構様式】
7	リスクアセスメント実施記録	1	作業開始 1 週間前までに	【機構様式】
8	KY/TBM 実施記録	1	翌日までに	【機構様式】
9	作業報告書	1	作業完了後速やかに	
10	その他機構が必要とする書類	1	その都度	機構から要求があった場合

7. 検査員及び監督員

(1)検査員

一般検査 管財担当課長

(2)監督員

物質科学研究センター 階層構造研究グループ員

8. 検収条件

第6項(1)に示す場所に納入据付確認後、員数検査、外観検査(目視により型番及び機能にかかわる傷、汚れ等の有無の確認)及び提出図書の合格をもって検収とする。

9. グリーン購入法の推進

(1)本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを

採用するものとする。

(2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

10. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

11. その他

受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。